

令和7年度 部活動規約

名古屋市立菊井中学校

1 入部・退部

- (1) 入部届を顧問に提出し、保護者・顧問の了解を得てから必ず活動する。
- (2) 退部届を顧問に提出し、保護者・顧問の了解を得てから活動を休止する。

2 活動日・活動時間

(1) 学期中における通常時の練習

- ① 週に4日以内、平日は4月～9月は2時間以内、10月～3月は1.5時間以内。(朝練習を含む。) 土・日などの学校休業日：4月～9月：月2日×3時間以内とする。

10月～3月：大会参加等のみ

- ② (普通日課) 授業終了後、以下の時間を守り活動する。

※A日課は30分前倒し

月	終了時刻	完全下校時刻
3～9月	～17:45	18:00
10・2月	～17:15	17:30
11～1月	～17:00	17:15

- ③ 土日等の学校休業日はできるだけ休む。(少なくとも土日のうち、1日は休む。)

④ 朝練習

7:15以降に登校し、7:30～8:10で活動する。(8:25には、朝の活動を始められるようにすること。)

⑤ テスト前

朝練習、午後練習とも、1週間前より中止とする。ただし、公式戦が直前に控え、練習が必要な時は顧問の指示で活動する。

(2) 長期休業中の練習

- ① 週5日以内、1日3時間以内とする。
- ② 土日等の学校休業日は、原則として活動しない。

(3) ノー部活デー・ノー部活ウィーク

① ノー部活デー

- ・ 毎月第3日曜日の「家庭の日」(公式戦を除く)
- ・ やむを得ず土曜日、日曜日の両日も活動した場合、次の月曜日
- ・ 大会の翌日
- ・ 学校行事日など、月1回程度設ける。

② ノー部活ウィーク

- ・ 年末年始：12月29日～1月3日
- ・ 定期テスト前1週間
- ・ 学校閉庁日：8月中旬の1週間程度

(4) その他

学校の定めた再登校の際は、再登校時間の10分前より早く登校しない。

個人の理由による再登校はしない。

3 服装

- (1) 体育時のものを原則とし、Tシャツは各部で許可したものを着用する。(試合で使用する服装は着用してもよい。)
- (2) 防寒具は、学校で指定されているものを原則とするが、各部で許可したジャージやウインドブレーカーを着用してもよい。

4 活動場所

バスケットボール部：体育館

テニス部：運動場

合唱部：音楽室

園芸部：中庭・花壇・畑

5 その他

- (1) 顧問が不在となる場合は、活動を中止することを原則とする。
- (2) 水分補給は、原則お茶か水とする。土日、祝日、長期休業中の活動は、スポーツドリンクを持ってもよい。
- (3) 夏期の部活動については、生徒手帳「熱中症の予防について」のページを参考にして活動する。
(WBGTが31℃以上の場合は、屋外・空調のない屋内での運動等の活動を中止する。)